

令和6年度

水 防 計 画

石川県志賀町

目 次

第1章 水防組織及び体系

1 - 1	水防計画の目的	1
1 - 2	水防組織	1
1 - 3	配備体制	3
1 - 4	連絡体系	4

第2章 水防活動

2 - 1	水位情報	5
2 - 2	知事が指定した水防警報を行う河川	6
2 - 3	水防活動	7
2 - 4	巡視及び警戒	8
2 - 5	水防倉庫及び資器材	9

第3章 土砂災害対策

	土砂災害対策	11
--	--------	-------	----

第4章 津波対策

	津波対策	12
--	------	-------	----

第5章 安全配慮

	安全配慮	14
--	------	-------	----

第1章 水防組織及び体系

1-1 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、当町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、当町の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

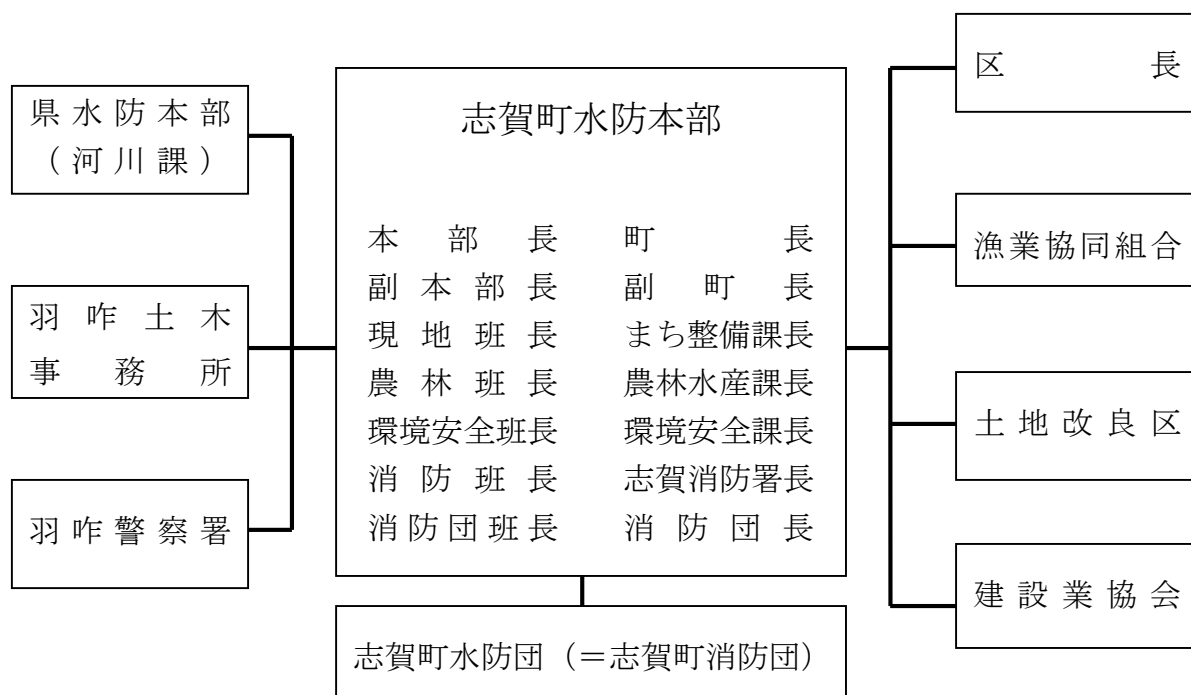
1-2 水防組織

1. 水防本部

水防に関係のある警報等の発生又は地震等の発生により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められる時までは、町は役場内に水防本部を設置し、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、水防活動にあたる。

【水防本部体系図】



2. 水防本部における事務分担

水防本部を設置した場合は、下記の事務分担表により対応するものとする。

【水防事務分担表】

庶務係	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庶務一般に関すること。 2. 水防用資器材の調達供給に関すること。
	情報連絡係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 羽咋土木事務所及び関係機関との連絡に関すること。 2. 水位、雨量等観測資料に関すること。 3. 気象通報の受報及び伝達に関すること。
資材係	資材係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防資材の搬出、管理に関すること。
現地指導係	車両係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両の運行に関すること。
	輸送係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防用資材運搬用の車両の確保及び調達に関すること。 2. 資材の輸送に関すること。
	現地指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水位、雨量等観測値の把握に関すること。 2. 潮位、風向、風速等観測値の把握に関すること。 3. 水防活動状況の把握及び報告に関すること。 4. 水防工法の技術的指導に関すること。 5. 交通不通箇所調査及びその対策に関すること。 6. 河川、海岸の被害調査及び応急復旧に関すること。 7. 道路、橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること。 8. 土砂災害に関する情報収集、提供及び被害調査に関すること。

1-3 配備体制

志賀町地域防災計画に基づき、職員の参集等については下記のとおりとする。

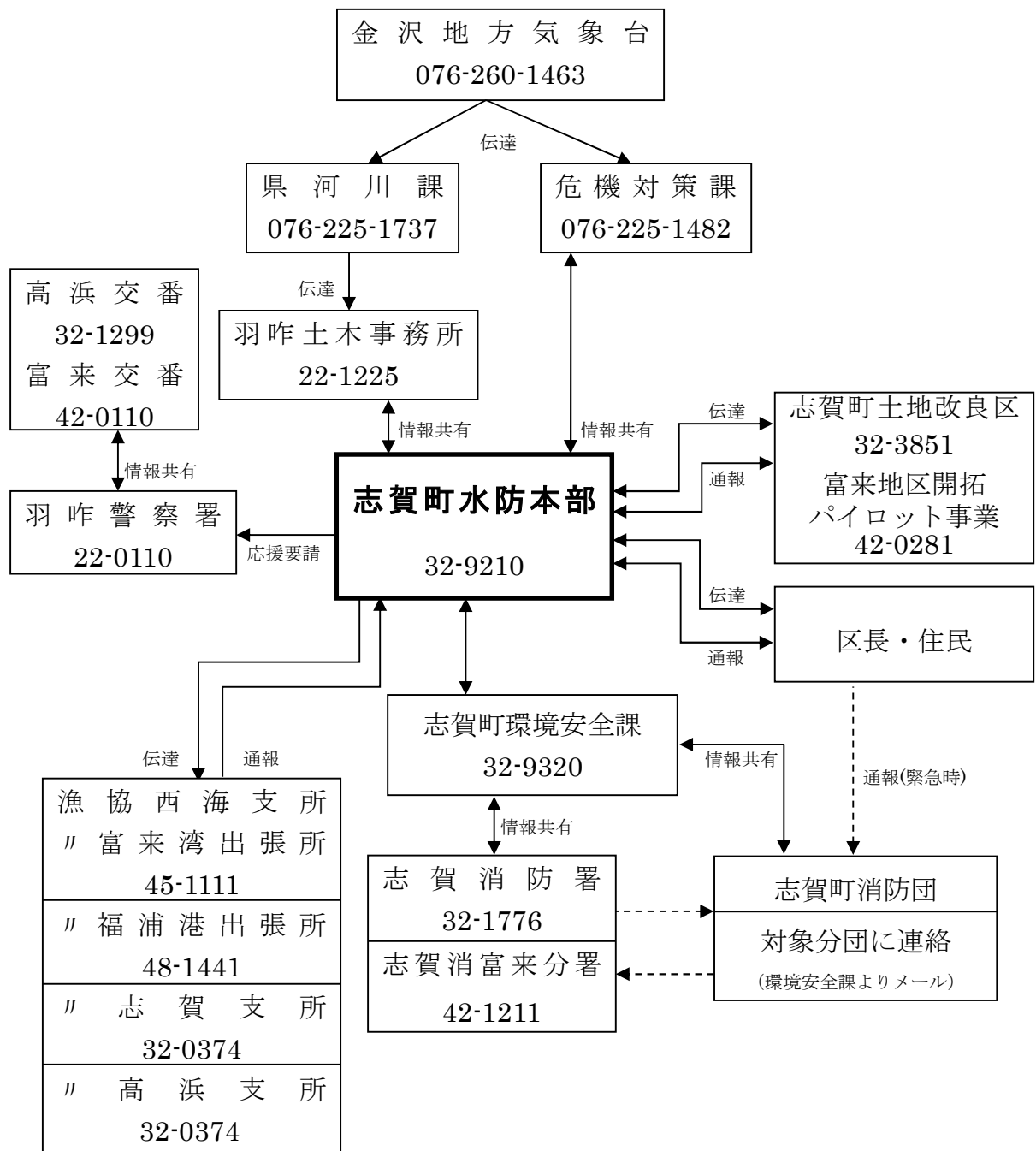
【配備体制及び基準】

配備の種別		基準	配備の内容 (動員対象職員)
水 防 本 部 体 制	注意配備体制 (第1次配備) 情報収集、連絡 活動を円滑に 行える体制	○当町の区域に次の注意報が1つ以上 発表されたとき。 ・大雨注意報 ・強風注意報 ・洪水注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・波浪警報 ○1時間雨量30mm以上を観測したとき。	宿日直者対応とし、総務課 長、環境安全課長、まち整 備課長等に連絡し、状況に 応じ担当職員参集
	警戒配備体制 (第2次配備)	○当町の区域に次の警報が1つ以上 発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ・暴風雪警報 ・洪水警報	総務課、環境安全課、まち 整備課、農林水産課、デジ タル情報課で指定する職 員参集
	警戒配備体制 (第3次配備) 災害対策本部 の設置に備え る体制	○当町の区域に土砂災害警報が発表され たとき。 ○気象注意報・警報発表の下で1時間雨 量50mm以上を観測したとき。 ○特別警報が発表されたとき	全課長、各課(全課)で指 定する職員参集
災 害 対 策 本 部 体 制	災害対策本部 体制	○当町に相当規模の災害の発生が予測さ れ、災害対策本部を設置してその対策 を要すると町長が認めるとき。 ○当町に災害が発生し、その規模及び範 囲等から災害対策本部を設置してその 対策を要すると町長が認めたとき。 ○当町に災害救助法による救助を適用す る災害が発生し、災害対策本部を要す ると町長が認めたとき。	原則として全職員

1-4 連絡体系

本庁に水防本部が設置されたときの連絡体系は、下記の通信連絡系統図により、情報等を伝達するものとする。

【通信連絡系統図】



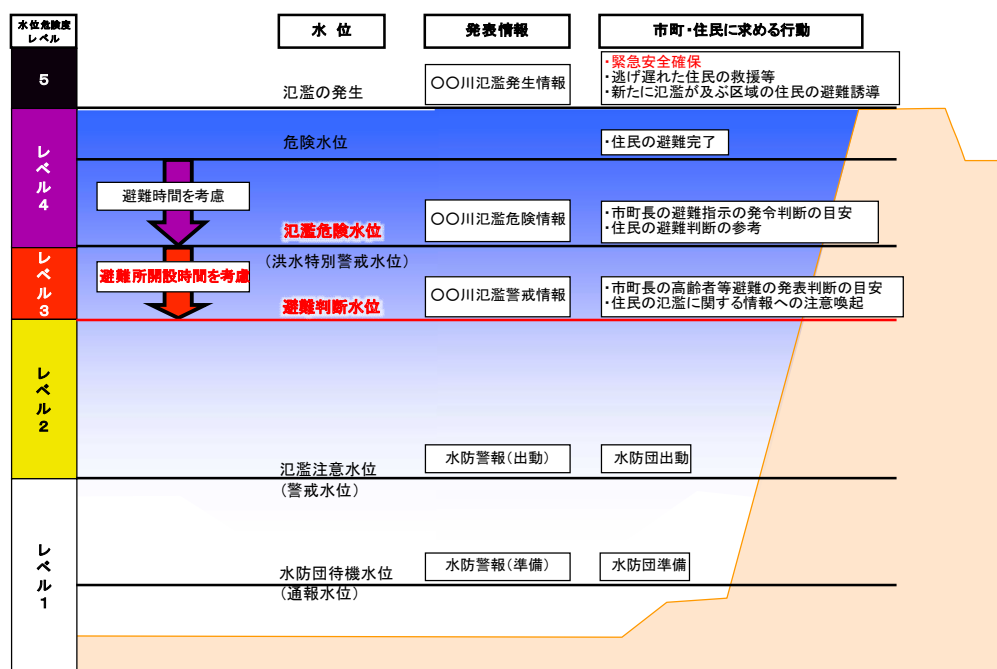
第2章 水防活動

2-1 水位情報

水位観測設備が設置されている河川は下記の3河川、5観測地点で、「石川県河川総合情報システム」等から常時河川水位について情報を収集し、整理するものとする。

項目	米町川 梨谷小山橋	米町川 神代大橋	於古川 鷺橋	於古川 上棚出橋	富来川 桜橋
水防団待機水位 (通報水位)	T.P 3.20m	T.P 1.00m	T.P 1.70m	T.P 2.90m	T.P 1.50m
氾濫注意水位 (警戒水位)	T.P 3.60m	T.P 1.60m	T.P 2.00m	T.P 3.40m	T.P 1.80m
避難判断水位 (警戒レベル3相当)	T.P 3.80m	T.P 2.20m	—	—	—
氾濫危険水位 (警戒レベル4相当)	T.P 4.10m	T.P 2.30m	—	—	—
堤防高 (警戒レベル5相当)	T.P 4.80m	T.P 3.20m	T.P 4.30m	T.P 4.50m	T.P 2.60m

特に米町川は、知事が水位情報の通知及び周知を行う河川及び浸水想定区域として指定しているため、避難判断水位、氾濫危険水位が定められている。



2-2 知事が指定した水防警報を行う河川

1. 知事が指定した水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により、県知事が指定するものであり、当町では、米町川が指定を受けており、指定区域は、梨谷小山湯戸橋から海までの6,260mで、水位ごとに下記のとおり水防団対応が必要となる。

①発表の段階及び基準

段 階	内 容
水防団準備	水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの。
水防団出動	水防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの。
状 況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

②水位雨量基準

河川名	観測所名	水防団準備	水防団出動	状 況	解 除
米町川		氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき。	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき。	適時、河川の状況を通知する必要があるとき。	氾濫注意水位を下回って水防作業の必要がなくなったとき。
	梨谷小山橋	T.P 3.2m ~ T.P 3.6m	T.P 3.6m 超		
	神代大橋	T.P 1.0m ~ T.P 1.6m	T.P 1.6m 超		

2. 水防警報の発表者、通報担当者、受報者

河川名	発 表 者	通 報 担 当 者	受 報 者
米町川	羽咋土木事務所長	羽咋土木事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志賀町 ・ 石川県河川課長 ・ 石川県危機対策課長

2-3 水防活動

1. 予報及び警報とその措置

当町が、水防に関する通報連絡を受けたときは、「石川県防災気象情報」、「河川総合情報システム」、「土砂災害情報システム」等から降水と出水状況を的確に把握し、水防関係機関と緊密な連携を確立する。また、堰や水門等適正な操作を実施するとともに、危険個所の巡視及び点検を徹底し、水防工法の選定や水防資材の準備など異常出水への対応に備えるものとする。

被害の発生が想定される場合は、羽咋郡市建設業協会との災害協定等も活用するなど種々の手段により、現地の状況把握に努めるものとする。

2. 水位の観測と監視の強化

当町の観測地点で水防団待機水位に達したとき以降は、羽咋土木事務所と相互に監視を強化する。

3. 水防団及び消防機関の出動

町内における各河川についても、米町川同様に水防団及び消防機関の出動を要請し、河川水位や気象状況等に応じた水防活動を行うものとする。

4. 道路通行規制

(1) 異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合に、道路の通行を制限する。

(2) 通行の制限は、通行止及び片側交互通行並びに徐行とする。

(3) 通行規制を実施する場合、関係機関に連絡すると共に、通行止にあつては道路標識及びバリケード等で規制し、片側交互通行及び徐行にあつては、信号機、標識等をもって規制するものとする。

(4) 通行規制を実施又は解除する場合は、志賀地域においては羽咋警察署・志賀消防署、富来地域においては羽咋警察署及び志賀消防署富来分署に連絡するものとし、羽咋警察署に応援を要請するものとする。

5. 水門、樋門、堰堤、ため池等の管理

水門、樋門、堰堤、ため池等の管理者（操作責任者を含む）は、常に気象等の状況に留意し、気象注意報が発表された後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

また管理者は、毎年出水期前に門扉の開閉操作等について、支障のないように点検整備を行わなければならない。

6. 住民への情報提供

気象や河川の状況、道路通行制限を行った場合は、必要に応じ、防災行政無線、ケーブルテレビ、メール、LINE、電話等で情報提供を行う。

2-4 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸、堤防、ため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるものとする。

2. 出水時

水防管理者は、今後大きな被害が予想されるときは、河川、海岸等の巡視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見した時は自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、河川・海岸等の管理者に連絡するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位・潮位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側又は海側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 住居地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門の両軸又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- (7) その他、特に報告が必要と認められる事象

2-5 水防倉庫及び資器材

水防倉庫の位置及び備蓄数

倉庫名	所在地	河川名
志賀町第1水防倉庫	志賀町二所宮ノ80-1番地	於古川、安津見川 親右門谷川、米町川 仏木川、長田川、前川 菱根川
備蓄資器材計画		
資材名	計画数量	現有数量
鉄線	50kg	50kg
麻袋	400枚	400枚
ナイロン土のう	5,000枚	5,000枚
大型土のう	180枚	180枚
玉縄	40玉	40玉
杭	200本	200本
丸太	20本	40本
ロープ	10巻	15巻
シート	20枚	250枚
鉄杭	100本	100本
カケヤ	5丁	5丁
スコップ	40丁	40丁
ツルハシ	2丁	2丁
一輪車	10台	10台
ノコギリ	2丁	2丁
ナタ	3丁	3丁

倉庫名	所在地	河川名
志賀町第2水防倉庫	志賀町富来領家町甲-10番地	米町川、日用川 富来川、草木川 酒見川、新川
備蓄資材計画		
資材名	計画数量	現有数量
鉄線	10kg	10kg
ナイロン土のう	2,000枚	2,000枚
大型土のう	100枚	140枚
玉縄	10玉	18玉
杭	50本	50本
丸太	30本	30本
ロープ	4巻	7巻
シート	10枚	50枚
鉄杭	30本	30本
カケヤ	3丁	3丁
スコップ	20丁	20丁
ツルハシ	3丁	3丁
一輪車	5台	6台
ノコギリ	2丁	2丁
ナタ	1丁	1丁

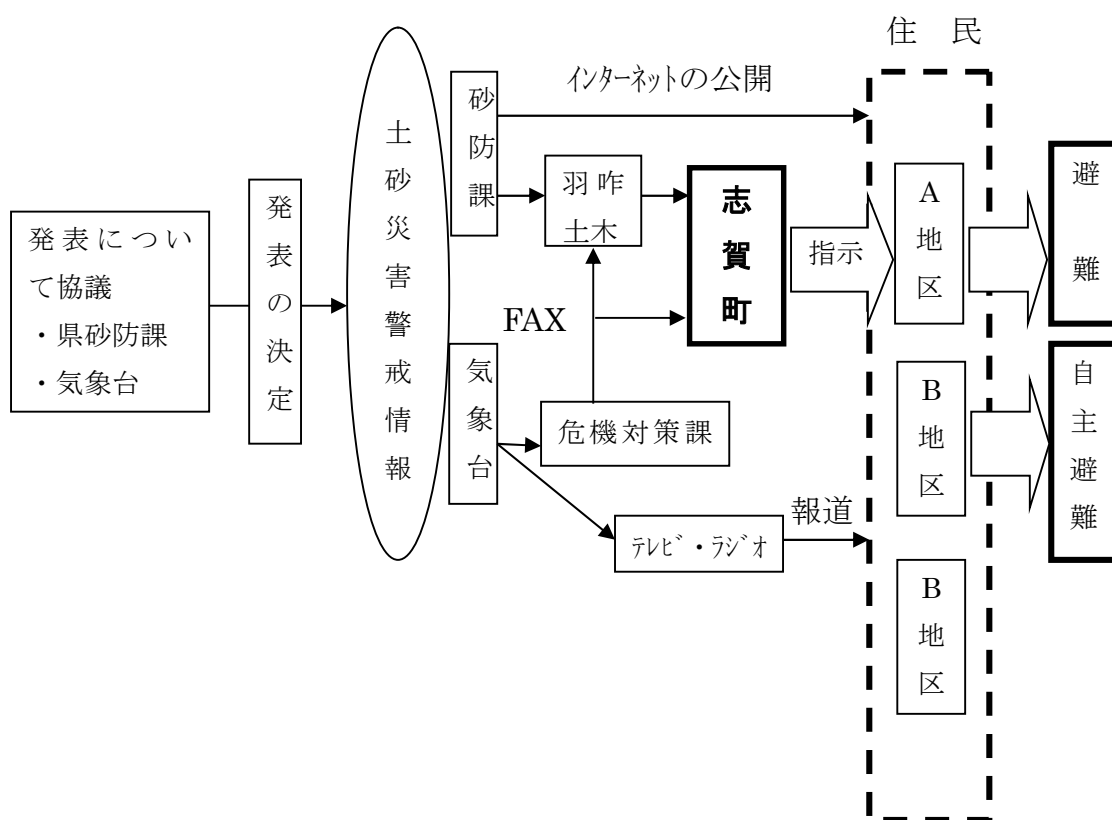
第3章 土砂災害対策

○土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県砂防課と金沢地方気象台が共同で発表する。

当町に警戒情報が発表された場合、当該地域住民、一時滞在者、その他に対し、状況に応じて高齢者等避難、避難指示を発令するものとする。

【土砂災害警戒情報の運用図】



※避難指示等は、防災行政無線、ケーブルテレビ、メール、LINE、電話等により行う。

第4章 津波対策

○ 津波対策

1. 津波による留意すべき点

津波は発生地点から当該沿岸までの距離に応じ、遠地津波と近地津波とに分類して考えられる。

遠地津波の場合は地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲し、近地津波は地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動従事者自身の避難に必要な時間は異なる。

遠地津波で来襲までに時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、安全な避難場所への所要時間がかかる場合は、水防活動者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動従事者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2. 津波による水防警報の発表

発表基準及び内容

種類	発表基準	内容
準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確認した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川、海岸状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

3. 巡視及び警戒

震度4以上の地震が発生した場合、各施設の管理者及び水防管理者は、必要に応じ関係河川、海岸、堤防、ため池等について巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、関係機関に連絡するものとする。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防のとの取り付け部分の異状
- (7) その他、特に報告が認められる事象

ため池については(1)から(6)のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ①取入口の閉塞状況
- ②流域の山崩れの状態
- ③流入水並びにその浮遊物の状態
- ④余水吐及び放水路付近の状態
- ⑤重ねため池の場合のその上部ため池の状態
- ⑥樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

4. 金沢地方気象台が発表する特別警報

気象庁は、大雨、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に警報を発表している。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表する。

津波については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置付けている。具体的には、「大津波警報」が特別警報に位置付けられており、名称に「特別警報」は用いず、従来通りの名前で発表する。大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味となる。

第5章 安全配慮

○ 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して、水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

水防活動従事者の安全確保のために、配慮すべき事項の例は以下のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常の通信手段が不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・その他、地域の実情に応じて検討を行い、水防計画に反映するものとする。